

マイナンバーカードがあれば、オンラインで不在者投票の請求ができます！

不在者投票…仕事や旅行などで、投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。マイナンバーカードを利用すれば、不在者投票の投票用紙の請求をオンラインで行うことができます。請求書を郵送する手間がかからず、便利です。ぜひご活用ください。

□必要なもの□

【パソコンまたはタブレットを利用する場合】

- ・電子証明書が記録されたマイナンバーカード
- ・マイナンバーカードに対応したICカードリーダー

【スマートフォンを利用する場合】

- ・電子証明書が記録されたマイナンバーカード
- ・マイナポータルアプリ

不在者投票の期間

10月16日(水)～10月26日(土)

※不在者投票の投票用紙の請求は、不在者投票の期間の前でも行うことができます。



【お問い合わせ先】

長崎市選挙管理委員会事務局 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 TEL: 095-821-3520